

# PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成19年1月31日

各 位

## 1月社長記者会見

1. 市場第一部銘柄指定審査制度の整備について <資料1 参照>
2. 次期システムの稼動に伴う業務規程等の一部改正について <資料2 参照>
3. 名証上場企業交流会の開催について <資料3 参照>

以 上

## 市場第一部銘柄指定審査制度の整備について

平成19年 1月31日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

現行、市場第一部銘柄指定基準においては、指定の時期を、原則として決算期又は中間期を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日と定められているが、指定日が特定されていることで一部指定を予想した売買による流通市場の混乱を招く恐れがあり、これを防止するため、一部指定の時期の柔軟化を図るほか、証券市場の健全性の確保の観点から、一部指定を申請する者に対し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書制度を導入するなど、一部指定審査制度について所要の改正を行うこととする。

## II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 一部指定の時期の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部指定を予想した売買による流通市場の混乱を防止する観点から、特定の指定日を定めないこととし、随時、一部指定審査の申請を受けられるよう、一部指定審査の柔軟化を図るものとする。</li> </ul>	<p>※現行、指定の時期は原則として決算期又は中間期を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日（初日が休業日の場合は順次繰り下げ）としている。</p>
2. 形式基準の審査対象時期の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定審査に係る形式基準の審査対象時期について、原則として新規上場審査基準に準じた見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的には、現行、「直前事業年度の末日又は中間期末」としている上場株式数に係る審査対象時期を「指定の時」とするなど、新規上場審査基準上、「上場の時」と定めている審査対象時期に準じた対応等を図ることにより、一部指定審査を柔軟に行うこととする。</li> </ul>
3. 確認書制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部指定を申請する者は、当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出するものとする。</li> <li>一部指定を申請する者は、幹事である取引参加者が作成した当取引所所定の確認書を提出するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市場第一部・第二部・セントレックス市場への上場申請時においても既に要請事項として当該確認書を受領しているが、今般の改正に併せて、いずれについても上場規則上明示することとする。</li> </ul> <p>※当該確認書は、反社会的勢力との関係等について確認するものである。</p>

## III. 実施時期

平成19年3月初旬を目途に実施する。

## 次期システムの稼働に伴う業務規程等の一部改正について

平成19年1月31日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

当取引所は、市場開設者としてシステムの信頼性・安全性を確保し、環境変化に柔軟に対応し、かつ、効率的なシステム投資を行うことを開発方針として、次期システムの開発を進めている。また、当該開発方針を実現するため、次期売買システムについては株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の売買システムを利用することとしている。

そこで、当該次期システムの稼働に合わせて、売買制度等について所要の整備をするため、「業務規程」等の一部改正を行うこととする。

## 2. 改正概要

(備 考)

## (1) 同時呼値の順位の変更

同時呼値の配分順位について、売買単位の数量（以下「最小単位」という。）の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとする。

・業務規程施行規則第6条

また、いわゆるストップ配分の場合の順位についても、最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとする。

## (2) 板寄せ時の合致数量の変更

板寄せ方式の付合せ時において、約定値段となる値段の注文のうち、売り又は買いの一方は全数量、他方は最小単位以上の数量が成立することを合致要件とすることとする。

・業務規程施行規則第9条

## (3) 認定気配の表示方法の変更

認定気配の表示方法について、相場報道システムを通じた配信による一定の表示等を行うものとする。

・呼値に関する規則第12条

## (4) 立会時間の変更

株券及び転換社債型新株予約権付社債券の売買立会時間について、午後立会については午後3時30分まで（半休日においては、午前11時30分まで）延長することとする。

・業務規程第2条等

これに伴い、午後立会終了後に行われる終値取引の取引時間、相対交渉市場におけるバスケット取引の取引時間及び単一銘柄取引のうち交渉を行う場合の取引時間を午後3時35分から午後4時30分まで（半休日においては、午前11時35分から午後0時30分まで）に変更する。

## (5) その他

次期売買システムについては東証の売買システムを利用することから、市場施設利用に関する責任の所在についての規定整備を行うなど、その他所要の規定整備を行う。

・取引参加者規程第19条等

## 3. 施行日

平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

以 上

平成 19 年 1 月 31 日  
株名古屋証券取引所

### 名証上場企業交流会の開催について

1. 日 時 平成 19 年 2 月 22 日 (木) 午後 4 時 30 分から 7 時
2. 会 場 名古屋観光ホテル
3. ご招待者 上場企業、取引参加者証券会社ほか関係先
4. 概 要 ○講演会 「心の才能を伸ばす」～シンクロを通じた人材育成～

講師：井村 雅代 氏

シンクロナイズドスイミング

元「日本」代表・ヘッドコーチ (アテネオリンピック)

現「中国」代表・ヘッドコーチ

○上場企業への感謝状贈呈式

○懇親パーティー

以 上